

下黒瀬小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規定は、下黒瀬小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、義務教育9年間の見通しを持った生徒指導について、全市的な共通認識を踏まえた東広島市の生徒指導方針に沿って共通実践を図るためのものである。

【東広島スタンダード】

★あいさつ

できます！出会った人に気持ちのよいあいさつが！

★へんじ

できます！名前をよばれたときの気持ちのよいへんじが！

★ことばづかい

できます！相手と場におうじた言葉づかいが！

★はきものをそろえる

できます！整理・整とんや人を思いやることが！

【学校教育目標】

かしこく やさしく たくましく
～社会に出て通じる力の育成～

（ 目的 ）

第1条

この規定は、東広島市立下黒瀬小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

（ 登下校等 ）

第1条

登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

（1）登校の方法

通学班での登校を原則とする。集合時間、歩道のマナーを守り通学路を通る。

（2）下校の方法

毎週金曜日は全学年一斉下校とし、通学班での下校を原則とする。その他の曜日については、学年・学級下校を行う。

（3）登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- ①登校時刻は8時15分とし、教室に着席する。
- ②欠席の場合、8時00分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。また、通学班にも連絡する。
- ③遅刻の場合、8時00分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、登校したことを担任に報告する。
- ④早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- ⑤外出については、原則登校したら、外出は認めない。特別な理由がある時は、保護者が担任に連絡して許可を得る。

（ 頭 髪 ）

第2条

頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

（1）不自然な髪型（パーマ、アイロン、そり込み、不自然でバランスの取れない髪型等）

①男子児童

・短髪を基本とし、襟や目にかからない髪の長さとする。

②女子児童

- ・目にかからない髪の長さとする。
- ・肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。色つきのピンやリボンを使用しない。
- ・髪を結ぶ時には、耳より下で結ぶ。赤白帽子などかぶりやすくするため。

（2）染色・脱色・着毛・整髪料

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

（ 不要物 ）

第3条

不要物については、学校への持ち込みを禁止とし、次のことを指導する。

- （1）学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。
- （2）携帯電話は不要物であり、持ち込み、使用は禁止する。
- （3）違反があった場合、学校預かりとし、保護者に連絡・指導を行った上で下校時に返却する。

※重ねて違反があった場合、特別な指導を行う。

（ 服装等 ）

第4条

制服等、身なりについては、次のことを指導する。

- （1）制服 校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。
 - ①冬服 学校の服装の規定に準ずる。
 - ②夏服 学校の服装の規定に準ずる。
 - ③服装の移行期間は、学校の規定に順ずる。
- （2）シャツ
 - ①学校指定のポロシャツまたは、カッターシャツ（白）、ブラウス（白）を着用し、シャツ出しはしない。
 - ②学校の指定シャツの下には、必ず、衛生面、自己防衛面を含めて色柄ではない下着を着用する。
- （3）ズボン・スカート
 - ①男子児童のズボン 学校指定のズボンを必ず着用する。腰パン（ズボンをずらした着こなし）は禁止とする。
 - ②女子児童のスカート 学校指定の吊りひもスカートを着用する。スカート丈は、膝丈程度の長さとする。
- （4）靴下靴下は白色で、長さはくるぶしより上で膝より下とする。色柄の入っているものは、禁止とする。（ワンポイントは可）
- （5）通学靴
 - ①白い運動靴とする。（ワンポイントやラインは不可）登下校や学習で使用することから機能的なシューズを使用する。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6) 上履き・体育館シューズ

①上履きはつま先が白いもの。

②体育館シューズは学校指定のもの。

(7) 名札

①学校指定の名札を必ず着ける。

(8) セーター・ベスト

①学校の規定のもの（黒・紺・白・灰色）を使用する。

(9) 手袋・帽子など

①防寒用に手袋を着用してもよい。

②制帽を着用する。

③耳あてやマフラーは使用しない。

(10) ウインドブレーカー・オーバー・ジャンパー等の防寒着

①寒い時は、保護者の判断で着用してもよい。

※違反があった場合、特別な指導を行う。



に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

②学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章については、保護責任の観点から、保護者責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。通常指導を行っても何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

(校区外の生活)



第1条

校区外の生活については、次のことを指導する。

(1) 児童だけでの校区外への外出禁止

(2) 児童だけでの店（ショッピングセンター、ゲームセンター等）への出入り禁止

(3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊禁止

①保護者は、児童の安全確保の視点から、夜間、児童を外出させないようにする。

②娯楽施設（ゲームセンター）の利用にあたっては、保護者同伴の場合であっても、日没後の利用はしないようにする。

(4) 情報通信機器

①本市では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器のフィルタリングに努める。

(5) 酒タバコ類等の購入

①保護者は、酒タバコ類を児童に購入させないようにする。

(6) 危険箇所への立入り

①保護者は、立入り禁止箇所や川・池・水路等に児童が立入らないようにする。

(7) 交通安全

①道路交通法に違反させないようにする。

②自転車乗車時にはヘルメットを着用させるようにする。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第1条

次の問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

①飲酒・喫煙

②暴力・威圧・強要行為

③建造物・器物損壊

④窃盗・万引き・占有物離脱横領

⑤性に関するもの

⑥薬物等乱用



(校内での生活)

第5条

校内生活については、次のことを指導する。通常の指導を行っても、何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

(1) 授業やその他の活動

①自分の持ち物には、必ず記名をする。

②時間（チャイムの合図）を守る。

③授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを大切にす。

④学習については、学校での決まりや担任等の指示を守る。

(2) 休憩時間

①学校の外や立入り禁止場所には行かない。

②校内放送は、静かに聞く。

③特別教室や他の教室には、勝手に入らない。

④廊下等、校内を走らない。

⑤学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にす。

⑥整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）

(3) 保健室利用

①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、養護教諭が状況に応じて判断する。体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。

③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

(4) 給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

①掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つである。時間いっぱい掃除をする。

(6) 教育相談

①学校は、児童、保護者で教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやメンタルアドバイザーに連携する。

(7) その他

①卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内

階も考慮して効果的に行う。

(規定の周知)

第4条

児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などでの直接説明を行う。また、ホームページでの公開や学校に来校しない保護者に対しては、家庭訪問や郵送等を通じて、周知を図る。



- ⑦交通違反
- ⑧刃物等所持
- ⑨その他法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
 - ①暴力行為 (対教師, 児童間, 対人, 器物破損)
 - ②飲酒・喫煙及び準備行為 (購入, 所持)
 - ③いじめ
 - ④登校後の無断外出・無断早退
 - ⑤指導に従わない (指導無視, 暴言, 授業エスケープ, 授業時の立ち歩き)
 - ⑥携帯電話等の不要物
 - ⑦家出及び深夜徘徊
 - ⑧金品強要
 - ⑨その他, 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導等)

第2条

反省指導等は, 次の通りとする。但し, 発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1) 説諭による指導
 - ①口頭による説諭指導
- (2) 学校反省指導
 - ①別室による反省指導
 - ②授業観察による反省指導
 - ③教育相談と反省指導を複合した指導 (スクールカウンセラー, メンタルアドバイザー, スクールガードリーダー等)
 - ④保護者来校による授業観察指導
 - ⑤その他, 特別な指導による対応については学校と保護者による協議を行う。
 - ⑥別室反省指導中は, 担任と他の教職員が協議の上で役割分担を行って指導する。
 - ⑦反省指導の内容については, 必ず保護者に連絡し連携をとる。

(特別な指導を実施するにあたって)

第3条

特別な指導は, 児童が自ら起こした問題行動を反省させ, よりよい学校生活を送り, 人格の形成を行うためのものである。この観点から, 実施にあたっては, 次の事項について明確にする

- (1) 特別な指導のねらいや期間, 指導計画を明確にし, 児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は, 学校体制として取り組み, 事実の確認, 反省 (振り返り), 再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては, 十分な事実確認を行い, 指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為, いじめ暴力行為, その他, 児童で指導を繰り返す場合は, 市教委から学校に報告を求めることもある。
- (5) 反省期間については, 形式的にならないようにし, 目的を明確にして短期間で行う。また, 児童の発達の段